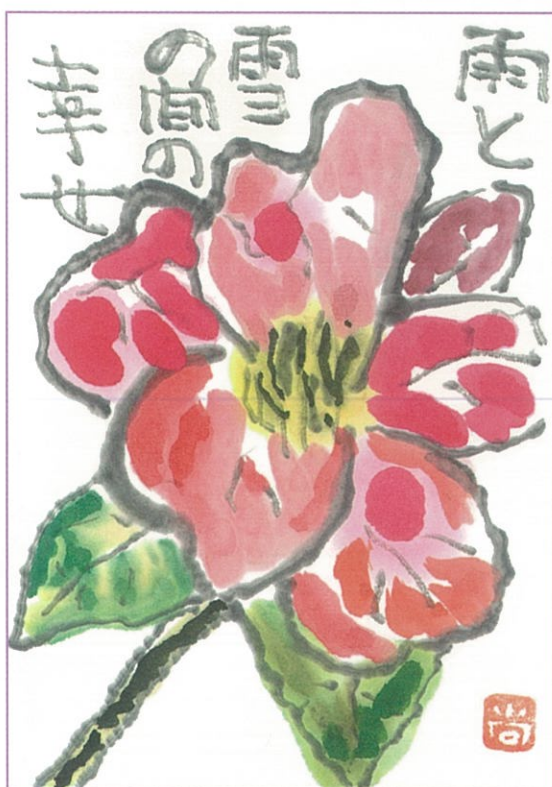


Myらいふ

絵手紙の先生 田子 尚志さん

今回のMyらいふは、ピアーズで月1回、通所者の方に絵手紙を教えている田子尚志さんを紹介します！



Q 絵手紙をはじめた時期・きっかけは？

A 平成17年頃、当時、総合福祉会館でけやき会という絵手紙のサークルがあり、そこで教わったのがきっかけです。

Q 絵手紙や絵の素材はどのようなところから集めていますか？

A 身近な畑で採れた野菜や花などを素材にしています。動物では特に猫が好きで、よく描きます。頭の中に思い浮かんだものをそのまま、描いたりもします。



Q どのようにして絵手紙や絵を描いていますか？

A 絵は筆のほか、とがった石や丸い石などを使って描いたりします。また葉っぱに色をつけ、紙に貼り付けて描いたりもします。

Q 絵手紙をはじめて良かったことは？

A 絵手紙を描くことで、日常生活における不安や欲求が解消できることです。

Q 絵手紙をやってつらかったことはありますか？

A 描くことが好きなので、つらいと感じたことはありません。



障害者差別解消法、手話言語条例が施行されて1年半です！

施行後1年半が経過する「障害者差別解消法」と「手話言語条例」…
それぞれの取り組みについて報告します。

障害者差別解消法

～障害を理由とした差別をなくすために～

市役所などの行政機関や会社などの事業者における「障害を理由とする差別」をなくすため、平成28年4月から障害者差別解消法による取り組みがスタートしています。

＜不当な差別的取扱いの禁止＞

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為が禁止されています。

＜合理的配慮の提供＞

障害のある方から、何らかの配慮の求めがあった場合、負担になり過ぎない範囲で必要となる配慮を行うことが、行政機関では義務、事業者は努力義務となっています。

【相談・お問い合わせ先】障害福祉課 基幹相談支援センター

電話：027-220-5714 FAX：027-223-8856

手話言語条例

平成28年4月1日に「前橋市手話言語条例」が施行され、約1年半になります。

前橋市自立支援協議会「手話施策検討部会」では、当事者団体である前橋市聴覚障害者福祉協会や前橋市手話通訳者協会、前橋手話サークル連絡会などの関係団体と連携を図りながら、各種施策を推進しています。

平成28年度は、条例周知用チラシを全戸回覧するとともに、より詳しく医療機関・学校・事業者向けの内容を盛り込んだ周知用パンフレットを作成しました。

パンフレットは、障害福祉課窓口などで現在配布中です。また、手話学習経験のない市民を対象とした手話体験教室、窓口業務を担当する市職員を対象とした手話講習会を開催し、市民及び市職員が聴覚障害者と手話への理解を深めました。

平成28年9月1日からは市役所（社会福祉課）、保健所（障害福祉課）、前橋市社会福祉協議会にタブレット端末を設置。手話通訳者を伴わずに聴覚障害者が来所した場合もタブレット端末のテレビ電話機能を使って手話通訳者をつなぎ、手話通訳サービスを提供できるようになりました。

平成29年3月11日には「前橋市手話言語条例制定記念フォーラム」を開催し、NHK手話ニュースキャスターの中野佐世子さんの講演や県立聾学校の生徒によるダンス、関係団体による手話コーラスなどを通じ、約300人の参加者が手話の世界を満喫しました。



平成29年度は、新たに市立学校での手話に関する授業の実施、市ホームページへの手話動画の掲載及び災害時に避難所などで聴覚障害者等が使用する意思表示カードの作成について、検討を進める予定です。

なお、市の事業とは別に、たくさんの人が交流しながら手話を学べる場所として、手話サークルがあります。前橋手話サークル連絡会には、市内6つの手話サークルが加盟しており、関係団体と連携しながら活動しています。どのサークルも、いつでも見学・入会できますので、ぜひ足を運んでみてください。

【お問い合わせ先】障害福祉課 福祉サービス係

電話：027-220-5711 FAX：027-223-8856

就労支援部会より「企業向けセミナー」を開催します

本年度も障害者就労を支援する機関（就労移行支援事業所、ハローワーク等）と障害者雇用を検討している企業を対象に、「企業向けセミナー」を開催します。事例報告や意見交換を通して、企業と福祉の相互理解を深め、障害者雇用の促進を目指します。



【日時】 11月16日（木）午後1時30分から

【会場】 前橋市総合福祉会館

【内容（予定）】

- ・講義1：自立支援協議会及び障害福祉サービスの説明
- ・講義2：障害者雇用の仕組みと雇用の現況について
- ・DVD視聴：障害者雇用の事例や実際に働いている様子
- ・事例発表：就労移行支援を経て一般就労に至ったケース
- ・意見交換会

気になる！ 事業所紹介

多機能型障害福祉サービス事業所「光明園」を紹介します！

光明園は、平成28年度に新しく施設を建て替え、多機能型障害福祉サービス事業所として生活介護事業所、就労継続支援B型事業所のほか、新たに単独短期入所事業所を始めました。

生活介護事業所は、ルーム1とルーム2に分かれています。ルーム1では内職作業を中心に色々な種類のホッチキス、タツカの針詰め作業に取り組んでいます。また自主創作製品として羊毛フェルトでオリジナル商品を作っています。ルーム2では一人ひとりに合わせての個別課題を提供したり、音楽療法やレクリエーション、季節ごとのイベントを行っています。

就労継続支援B型事業所では請負作業として内職作業やリサイクル作業、除草作業、墓地清掃、自主生産製品としてうどん作業、お手玉製作など色々な作業に取り組んでいます。



中でも、うどん作業では地粉100%の生うどんを製造し、食の駅や前橋市総合福祉会館1階にある「みんなの店」で販売しております。その他にも前橋市の各老人福祉センターにもうかがい、地域の方々と交流しながら販売を行っています。

単独短期入所事業では1日4名まで宿泊ができます。受入時間は16時30分から翌9時までとなっています。自立に向けた訓練に力をいれ、利用者さんの力を伸ばせる支援をしています。

このように光明園では様々な作業や活動の中から、一人ひとりにあった作業や活動を提供し、その人らしい生活が送れるよう取り組んでいます。

編集後記

ようやく澄んだ青空と秋風が吹く季節になりました。

前橋市自立支援協議会では、「障害のある人が、地域で普通に暮らせる街づくり」を目指し、活動しています。

平成25年4月に障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを基本理念とした「障害者総合支援法」が施行されました。

また昨年4月には、障害のある人に対する不当

な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務づけた「障害者差別解消法」が施行され、障害者の制度も大きく前進し、充実してまいりました。

今年度も「みんなのフェスタ」を12月9日に障害者週間にあわせて開催する予定です。障害のある人もない人も楽しいひとときを過ごせるよう企画していきますので、今後とも広報啓発ワーキンググループをよろしくお願いいたします。

（藤井 稔栄）

